固定資産税の特例について(スキーム図1) ~投資利益率の要件について~

①先端設備等導入計画の事前確認を依頼

②投資計画に関する確認を依頼

認定経営革新等 支援機関

③先端設備等導入計画の事前確認書発行

④投資計画に関する確認書を発行

<認定経営革新等支援機関の確認内容>

- ●先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって 労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるかについて確認
- ●年平均の投資利益率(※)が5%以上となることが見込まれるかを確認

中小事業者等

⑤計画申請

6計画認定

市区町村

計画認定後・・・・

- ⑦設備取得
- ⑧所在する市町村へ税務申告

(営業利益+減価償却費*1)の増加額※2

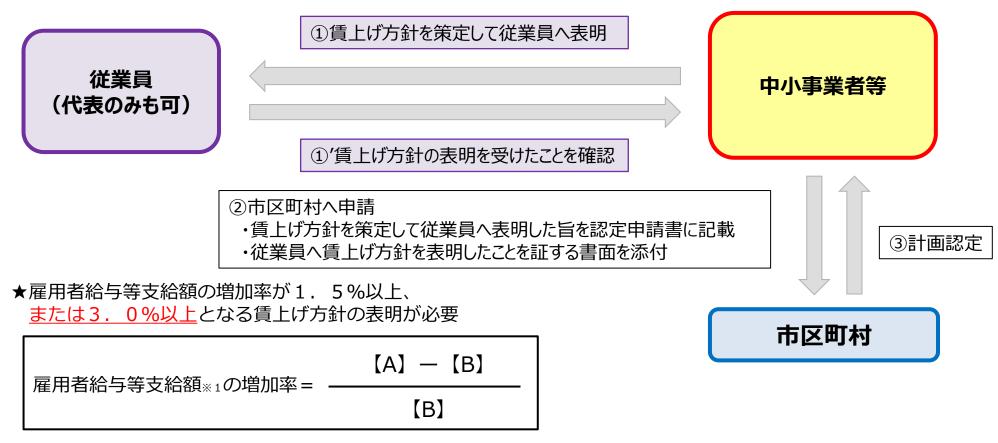
設備投資額*3

- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

年平均の投資利益率=

固定資産税の特例について(スキーム図②) ~賃上げ方針の表明について~

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



(※1)適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与)の支給額のこと。

- 【A】<u>計画認定の申請日の属する事業年度※2</u>又は <u>当該申請日の属する事業年度の翌事業年度</u>における雇用者給与等支給額 (※2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。
- 【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額